

三重とわか国体亀山市旅費等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、亀山市で開催する三重とわか国体および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の大会運営従事者に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本的な事項を定め、事務の適正化を図ることを目的とする。

(支給対象)

第2条 大会運営に従事するもののうち、この規程で定める旅費等の支給対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) その他、三重とわか国体亀山市実行委員会会長が認める者

(旅費の種類及び支給)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（以下これらを「交通費」という。） 、日当及び宿泊料とする。

- 2 交通費の支給は、市の取扱いに準じるものとする。ただし、計画輸送を利用した場合は支給しない。
- 3 日当及び宿泊料は、県の補助単位及び補助対象日数を上限とし、予算の範囲内で支給する。
- 4 競技補助員には宿泊料を支給しない。また、中学生及び高校生には、日当を支給しない。ただし、宿泊料については、会長が認める場合は支給することができる。
- 5 旅費は、競技団体へ一括支給することができることとする。
- 6 旅費の支給事務は、競技団体へ委託することができることとする。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。